

神奈川県行政書士会緑支部 ホームページ管理運営指針

(趣旨)

第1条 この指針は、神奈川県行政書士会緑支部(以下、「支部」という。)が、支部のホームページ(以下、「支部ホームページ」という。)を適切且つ円滑に管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支部ホームページは、一般の閲覧者、及び支部会員への情報提供の手段として構築するものとし、行政書士の知名度向上及び制度の普及資することを目的とする。

(所管)

第3条 支部ホームページの管理運営は、広報部が所管する。

2. 広報部は、支部ホームページの運用、更新及び管理に関わる作業の一部を、支部が契約する管理会社に委託することができる。
3. 役員及び支部会会則等に規定する各部局は、支部ホームページの内容の充実に協力しなければならない。掲載を希望する場合は、広報部に申し出るものとする。

(掲載基準)

第4条 支部ホームページは、次の各号の掲載基準に抵触するものであってはならない。

- (1) 法令及び支部会則並びに公序良俗に反しないこと。
 - (2) 支部及び行政書士の名誉並びに品位を汚さないこと。
 - (3) 個人及び他の組織を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするものでないこと。
 - (4) 虚偽のものではないこと。
 - (5) 他の知的財産権を侵害するものでないこと。
2. 前項の掲載基準に抵触するか否かの判断は、広報部が行う。
 3. 広報部は、支部ホームページの内容が第1項の掲載基準に抵触すると判断した場合は、当該箇所を直ちに削除することができる。

(個人情報利用目的)

第5条 支部ホームページの各サービスの利用に関し、書面や支部ホームページ上を通じて取得した個人情報は、サービス提供を行う目的の範囲内でのみ利用する。

(ホームページへのリンク等)

第6条 支部ホームページへのリンク(URL)は原則として自由とする。ただし、支部ホームページの内容を無断転載等してはならない。

(権利の帰属)

第7条 支部ホームページのコンテンツに関する権利(知的財産権)は支部に帰属する。

(接続管理)

第8条 支部ホームページのデータを置くサーバーは、広報部が管理する。ただし、支部が契約する管理会社に委託することができる。

(免責事項)

第9条 利用者が支部ホームページの情報を用いて行ったことによって生じた損害について、支部は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この指針に定めるものの他、支部ホームページの管理運営に必要な事項は広報部で決する。

附則

この指針は令和3年1月1日から施行する。